

論 文

エレン・ケネディ 「カール・シュミットとフランクフルト学派」 (2・完)

訳：安 章浩

Ellen Kennedy, “Carl Schmitt and Frankfurt School”(2)

Translated by Akihiro Yasu

目次

訳者まえがき

序

- 1、自由主義対民主政：シュミット
- 2、自由主義と妥協についての美学的批判：ベンヤミン
- 3、多数決原理と立憲主義国家への批判：ノイマンとキルヒハイマー
- 4、自由主義対ファシズム：マルクーゼとホルクハイマー(以上『総合政策論集』21号)
- 5、新しい自由主義と新しい民主政へ向けて：ハーバーマス(以下本号)

結 論

5. 新しい自由主義と新しい民主政へ向けて：ハーバーマス

マルクーゼの〔シュミット〕批判が始めたことは、第三帝国時代におけるシュミット自身のナチへの同調によって完成された。産業社会における国家分析のための概念の源泉をシュミットの政治理論に再び見出したのは、フランクフルト学派の新しい世代のユルゲン・ハーバーマスであった。ハーバーマスは〔シュミットに対して〕彼の先駆者よりもより批判的であるが、〔それだけに〕彼によるシュミット理論の利用もまたより一層逆説的である。シュミットとキルヒハイマーは、自由主義思想を取り返しのつかないほど時代遅れなものとなしなしていた。〔それに反して〕ハーバーマスは自由主義思想を真面目に受け入れていた。事実、ハーバーマスは、自由主義的原理を緊急に必要な道徳哲学と政治哲学の基礎に据えようと試みたのである。問題は、ハーバーマスとシュミットが政治的善のビジョンを共有したかどうかではなく（彼らは明確に共有していないのである）、両者に共通するその形式上の議論である。

ハーバーマスの初期の著作（『学生と政治』（1961）、『公共性の構造転換』（1962））では、シュミットの自由主義的な思想と制度に関する

批判が利用されている。すなわち、実体的同一性としての民主政の定義、自由主義的民主政とその諸制度（政党、国家行政機構、世論）を本質的に非民主的であるとする批判、合法性と対立するものとしての人民投票的正統性の強調。そして最後に、自由主義的憲政における原理と現実との間の緊張関係という〔理論的〕構成、である。さらに、こうした批判的な諸要素は特有な様式で使われている。すなわち、過去の自由主義的制度の理念型的モデルは、現在の現実を押し量る原理を説明するものとして語られている。ハーバーマスの初期の著作を注意深く見るなら明らかなように、こうした議論の多くが1945年以降にシュミットの弟子達によって主張されたものなので、ハーバーマスのシュミット受容はフランクフルト学派の最初の世代と比べるとより見え難くなっている。ハーバーマスの後の著作では、シュミットとその弟子への明白な言及は完全に消えている。

英語で入手可能なハーバーマスの著作の中でシュミットの名前を探し出そうとするなら、見つけ出せるのは専ら否定的な言及のみである。それらは道徳的・政治的な原理についての合理的で推論的な〔討論を通じて達成される〕合意と、シュミットの政治における決断と権威についての権威主義的で非合理的な強調との間の相違を、強調している。⁽⁵⁶⁾ シ

(56) ハーバーマスは、「カール・シュミットが創出した決断主義的法理論」に言及し、シュミットをニーチェによって創出された「ニヒリズム」の哲学的伝統と同一視した。in *Legitimation Crisis*, (Beacon Press: Boston, 1975), pp. 98 and 122. ハーバーマスは、その「時代の精神的状況」に関する考察への序の中で、「カール・シュミットとのわれわれの決定的な論争」および「青年保守主義者—— [Ernst] Jünger, [Gottfried] Benn, [Martin] Heidegger, Carl Schmitt——の特有のドイツの世界観」に言及して、「ニーチェに魅惑されたのみならず、かつ教化された、この世代の知的系譜は断絶されたことは、まことに遺憾であり、心の疼きを感じざるを得ない」と揶揄している。(MIT Press: Cambridge, MA., 1984), pp. 13 and 24. 彼はまた、一九六〇年代において過激派学生運動家で、そして今やドイツのその世代の「主要な保守主義者」（そしてシュミットの新しく刊行された一連の著作の編集者）であるギュンター・マシュケが「シュミットの弟子と〔アーノルド・〕ゲーレンの弟子が、一九五〇年代初めにすでに互いに囁きあっていたこと」を単に繰り返しつつある点について、コメントしている (p. 24)。

シュミットが正義と倫理の問題を単純に「誰が決断するのか？」に還元したとして読まれる間は、ハーバーマスの「理想的発話状況」における普遍的な道徳的原理への探求がシュミットの見解とは全く両立し得ないように見えるに違いない。このことを、ハーバーマスの後期の著作において両者の関係が示している。こうした〔ハーバーマスのシュミットに対する〕特徴づけは、シュミット政治理論の形而上学的な起源と意図を否定することによって由来する。しかし、超越的真理の発見は、両者の目的であり、また両者とも真理を政治生活の判断基準として捉えているのである。⁽⁵⁷⁾ こうした理想主義的な前提からは、政治とは合意をプラグマティックに探し求めることであるという考え方や、民主政における妥協の必要性の常識^{センス}は、いかにも墮落であるかのように見られるであろうということが導き出される。

ハーバーマスの自由主義的民主政の分析は、キルヒハイマーのそれのように、シュミットによる真の民主政と形式的民主政との区別に基づいている。民主的参加とは「価値それ自体」ないしは「政治的な盲目的崇拜物」であるよりも、むしろ自己実現という実体的目標を達成するための手段である、と捉えるハーバーマスの分析が十分根拠を有するものなのかどうかの試金石は、ワイマールとボンである。〔自由主義的民主政の定義に関する〕ごく初期の論争において大部分の者がそうで

あったように、ハーバーマスは、民主政が歴史的過程であると同時に理論的問題でもある、という点を認めた。彼にとって決定的な点は、ワイマール期の彼の先駆者達にとってと同様に、「何が民主的であると考えられるのか？」である。論争参加者達をあまり不当に取り扱うことなく論争の内容を要約するならば、その主題は実体主義的概念対実証主義的概念を巡るものであったと言えよう。シュミットを含むワイマール期の実体主義者達は、経験主義が、民主政を「民主的な手続き」と同一視する過ちを犯し、かつ民主政の真の、かつ必要不可欠な側面としての自由と平等を強調した、と論じた。実証主義者——ハーバーマスは確信をもってリヒャルト・トーマをこの立場の代表者として選び出している——は、民主的憲法の形式的で、かつ制度的側面を強調した。トーマにとっては、制度的規定が西欧の民主的憲法のモデルと一致していて、普通・平等選挙権が備わっている国家は定義上、民主政的である。トーマは、「全ての成熟した市民が自治を行う共同体」としての「ルソー的な」民主政理論を非現実的である、として拒否した。⁽⁵⁸⁾ 現代国家において、新聞(プレス)と世論は、民主的意志の形成において必要不可欠な媒介物^{エージェント}である。政治過程として、民主政は、実体主義者的な意味における自治としてのその究極的定義にもかかわらず、イデオロギー的な原理(すなわち、ルソー的な考え方)と何ら関係がない。シュ

(57) Volker Neumann, "Carl Schmitt: Jurist between Law and Politics" (forthcoming).

また、Neumann, "Kompromiss oder Entscheidung?: Zur Rezeption der Theorie Carl Schmitts in den Weimarer Arbeiten Franz L. Neumann," in J. Perels, ed., *Recht, Demokratie und Kapitalismus: Aktualität und Probleme der Theorie Franz L. Neumann* (Nomos Verlag: Baden-Baden, 1983), pp. 65-78. を見よ。

(58) ハーバーマスは『学生と政治』(Student und Politik)の序文(p.9)でトーマに言及している。Richard Thoma, "Der Begriff der modernen Demokratie in seinem Verhältnis zum Staatsbegriff," in M. Palyi, ed., *Hauptprobleme der Soziologie: Erinnerungsgabe für Max Weber*, (Dunker & Humblot: Munich and Leipzig, 1923), p. 46.

ミットは、トーマの理論の弱点——それは理念としての民主政の構造を詳細に説明できないし、また、現代の民主政的システムの社会学的帰結も説明できないという点——を指摘した。⁽⁵⁹⁾ そのようなことが可能なのは、民主政は治者と被治者との同一性であるというルソーの主張が分析的かつ規範的原理として使用される時のみである、とシュミットは論じた。

ハーバーマスは、こうした民主政に関する現代的定義に対する異議を〔シュミットと〕共有する。実体主義者と実証主義者との間で行われたワイマール期の論争では、ハーバーマスは前者の立場を選び取っている。トーマの解釈に反対して、ハーバーマスは、シュミットと共に民主政が治者と被治者との同一性を要求する、と主張した。⁽⁶⁰⁾ もちろん、こうした民主政の考え方はシュミット特有のものではない。しかし、シュミットはその方法論的な重要性を発展させた。「古典的自由主義」が純粹に民主的な要素を享受する一方、憲政の形式としては、それは社会学的にブルジョアジー支配の時期に限定されていた。普通選挙権の時代に、利害の特定の歴史的同質性に基づく制度は、ますます強まってきた一連の深刻な矛盾に陥っていった。その最たるものは、自由主義的憲政における民主的正統性と

代議制度との間に存在する矛盾であった。ハーバーマスの初期の著作は、こうした洞察を利用して「形式的」民主政を批判した。

『学生と政治』では、ハーバーマスは、自由主義的国家が集会的福祉（直接的ニーズを充足させること）の媒介物^{エージェント}へと展開していく有り様を分析した、エルンスト・フォルストホフの分析を参考にした。彼は、〔自由主義的国家の〕構造的変化に伴って、モンテスキューが立憲主義国家の本質的な特徴として明示した政治組織の原理（1、規範の一般性、2、人権、3、両者を守るための権力分立）の衰退が生じたというシュミットの議論を組み込んでいた。フォルストホフは、福祉国家の社会的かつ経済的機能が、国家と社会は独立した領域であるというモンテスキューの（そして自由主義の）基本的想定を侵害するものである、と論じた。自由主義が直面する現代のジレンマに関するその〔シュミットの〕定義を受容する、フォルストホフの主張についてその直接的なコメントの中で、ハーバーマスは、国家が社会に「配慮し、管理し、配分することで」介入する程度まで、立憲主義国家の第一原理が維持し得なくなる、ということに同意している。⁽⁶¹⁾ 具体的な社会集団を対象とする法（社会的福祉立法がその典型である）は一般的であり得ない。そし

(59) Carl Schmitt, "Der Begriff der modernen Demokratie in seinem Verhältnis zum Staatsbegriff," in *Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik* (1924), no. 51, pp. 817-823.

(60) Habermas, *Student und Politik*, op.cit., p. 31. ハーバーマスは、本書の中で、現時の議会多数派と人民意志との「虚構の同一化」に言及している。彼の議論は、人民の意志を議会が代表することの正当性に疑念を呈している。そして、消極的に表明されてはいるが、彼の見解は、「虚構」ではなく「真の」民主的同一性を、論理的に想定しているに違いない。「政府と議会における所与の議会多数派の人民投票的・民主的同一性は、実際には、人民意志との虚構の同一化である。それは、操作か、あるいはデモによって人民意志を創出する力と教育手段をコントロールする者に、本質的に依存している。諸政党は意志形成の道具であり、それは人民の掌中ではなく、党装置をコントロールする者の掌中にある。」

(61) Habermas, *Student und Politik*, op.cit., p. 35. ハーバーマスの討論（「権威的民主政か、もしくは社会的民主政か、の二者択一について」）の典拠は、フォルストホフの分析（*Lehrbuch des Verwaltungsrechts* (C.H.Beck Verlag: Munich, 1955)）である。

て、これらが明白に「命令」として認知された時でさえ、そのような〔国家〕介入は、立憲主義国家理論において確立された「法律」と「命令」との間の境界線を消失させる。国家と社会がこのような形で交錯した場合、法の支配に対する義務は弱体化する。自由主義的理論において政治的権威への制限として消極的に考えられてきた個人の諸権利は、国家への積極的な主張へと転換された。こうした事態の展開は、モンテスキューが執行権、立法権そして司法権の分立から導き出されるであろうと想定していた立憲主義国家内における個人の権利の保障を侵害することになる。

ハーバーマスは、こうした〔近代自由主義国家の現代社会福祉国家への〕変化は常に民主政と自由主義的国家との間に存在する矛盾を明らかにする、と主張する。⁽⁶²⁾ブルジョア的立憲主義国家が民主政の理念を宣言し、それをある程度制度化さえしているが、自由主義的民主政は、実際は「社会的階層性に基づく少数者の民主政」である。⁽⁶³⁾それが人類の自決として作動する時のみ、民主政は真の民主政である。統治システムの産物か、あるいは技術的手段としての、参加は純粹には民主的ではない。もし、民主政と民主的統治が真摯に受け取れるなら、〔それらについての〕経験的・実用主義的な概念構成は、それ自体

が空虚であることが露わになるであろう。民主政を実体的価値としてよりも、むしろルールと制度の政治として理解することは、自由主義の歴史的意識の固有の弱点を単に繰り返しているにすぎないのである。

ここでは、ハーバーマスの「シュミット主義者」的側面は明白である。社会的な〔改善の〕主導権と責任が国家に生ずれば生ずるほど、議会は自由主義理論において考えられているような代表機関であることを止め、その代わりに、新しい憲政システムにおける一つの道具となる。人民と議会はそれぞれの目的を失うことになった。⁽⁶⁴⁾新しい憲政の現実を動かす行為主体は政党と組織化された利益集団である。これらの行為の主体は、公に表明された目標を犠牲にして、あるいはそれを手段に使ってでも、それぞれの私的目標を促進するために、世論を新しく操作して組織化することによって活動する。憲法の権力分立の原理にもかかわらず、政党は「権力の事実上の集中」を実現し、そしてこうした強力な利益〔集団〕の共同行為は、議会における公共的議論の舞台からは隠されている。⁽⁶⁵⁾ハーバーマスは、そのような利益結合が、たとえ合法的であっても、自由主義的原理と民主的実体に対しては計り知れないほどの大きな矛盾を突きつけるものである、それらは非正

(62) ハーバーマスは、次のように書いている。「ブルジョア的立憲主義国家は、ブルジョアジーの存在と人民との同一性を、想定している。〔これは〕矛盾〔である〕。すなわち、〔それは〕民主政の理念を宣言し、ある意味でそれを制度化しながら、しかし、実際は、社会的階層制を基礎とする少数者〔寡頭制的〕民主政を運営している、という矛盾である。これは、ブルジョアの立憲主義国家に特有のものである (*Student und Politik*, op.cit., p.18.)。この矛盾は多分、そのようなシステムにおける参加を特徴づけており、議会主義的な統治において典型的なものである。ハーバーマスは、議会主義的代表制とその政治的意義の歴史的記述を、シュミットの『憲法学』から採取している (*Student und Politik*, op.cit., p.16, n.13)。

(63) Habermas, *Student und Politik*, op.cit., p. 18.

(64) *Ibid.*, p.51.ブルジョアの立憲主義国家の諸原理はその現実と矛盾する、という主張は、議会制的民主政の変化した現実についてのハーバーマスの議論の結論部分に出てくる。

(65) Habermas, *Student und Politik*, op.cit., p. 39.「政党国家において、党は閉じた扉の背後で、事実上の権力統一体——憲法の諸原理との関連では疑わしい統一体——を確立している。」

統的である、と示唆する。議会政治は、民主政理論と自由主義的現実との間の矛盾を中和しようと試みるが、しかし（シュミットの『憲法学』での議論に従って）、ハーバーマスは、ヴェルナー・ウェーバーとともに、現代の政治的環境の下では、政党は社会的矛盾を形式化してしまう、と結論づけている。⁽⁶⁶⁾ 究極的に、こうした形式化の行きつく先は、純粹な政治的反対〔運動〕の終焉と「脱政治化」である。大衆政党の発展にも関わらず、現代の議会生活は、「議会の議論のゲームのような性格」を強調している。普通選挙権や現代の政党制度のような、政治的民主政における構造的変化は、民主政の理念を自由主義国家の現実からさらに一層遠ざける方向へと作用する。「こうしたこと全ては、大衆的基盤に基づいて、そして組織の競争を基礎にして、自由主義的立憲主義国家の政治的原理が実現されているかのように見せかけており、その現在のスタイルにおいては議会制民主政の順当な機能を保障しているかのように見せかけている。すなわち、階級的敵対関係の展開によるブルジョア憲政の社会的動揺は過渡的な現象として、いまや歴史的に克服されたものとしてあたかも存在していないかのように見せかけている。……全てのこうしたことは、一方の、民主政の立憲主義的に制度化された理念と、他方の、実際の現実にあるような〔民主政〕との間の——自由主義の初期段階以降存在してきた古い矛盾を覆い隠してい

る、そうした客観的な現象の出現に一役買っているのである。』⁽⁶⁷⁾

シュミットは議会をすでに下された決断が単に登録される場所として記述しているが、ハーバーマスはその意見に同意している。現代民主政の下で、人民と議会は「不透明で」「権威主義的かつ抽象的な」官僚制へと、それらの機能を譲り渡している。⁽⁶⁸⁾ 世論は、自由主義システムにおいては、統治権力と私的利益に対してチェック機関として作用する筈にはなっているが、しかし、それもまた、その本来の目的から遠ざかっている。こうした変化は、ハーバーマスが著わした『学生と政治』では簡単に論じられている。そこでは、ハーバーマスは、公共圏（Öffentlichkeit, public sphere）はもはや「存在」しない、それは創造される、ということを示している。⁽⁶⁹⁾ この主張はシュミットの『現代議会主義の精神史的状況』で示唆された社会構造と政治意識における変化の諸含意を継承した『公共性の構造転換』（1962）のテーマである。シュミットの著作においてと同様に、これらの変化は、「ブルジョア的公共性（publicity）の」「自由主義的モデルの」古典的な「構造と機能」からのそれらの逸脱の点に関して論議されている。⁽⁷⁰⁾ 大衆民主政時代における自由主義的文化の主要な問題は、〔彼にとってはシュミットにとってと同様に〕公共性の範囲の拡大と公共性の自律性の減少

(66) Habermas, *Student und Politik*, op.cit., pp. 26 ff. ゲルハルト・ライプホルツの現代民主政論について論評しながら、ハーバーマスは次のように結んでいる。「このようにして、議会はすでに下された決定を登録するために、あらかじめ訓令を受けた党代表が集まる場所である。カール・シュミットはワイマール共和国においてこの種のことにすでに指摘していた。」(in *Parliamentary Democracy*, op.cit.)

(67) Habermas, *Student und Politik*, op.cit., p. 33.

(68) *Ibid.*, pp. 28 and 51.

(69) *Ibid.*, p. 31.

(70) Jürgen Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchung zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, (Luchterhand Verlag: Darmstadt and Neuwied, 1962), p. 8.

である。[こうした事態の展開の政治的帰結は]「審議する議会は公衆の中核であるが、どこまでも公衆全体の一部分であることを保証する建前を持ち、そして暫くの間は実際にこれを保証してきたのであるが、その公開性は今日では、そのようなことをしない」という点である。⁽⁷¹⁾ シュミットとハーバーマスの両者にとって、公共性〔公開性〕の古典的モデルの原型は、「啓蒙」化された公衆という18世紀の概念にあった。その完成された定式化は、ギゾーの『フランス代議制の起源の歴史』(1851)に見出すことができる。「世論の支配」(ハーバーマス)あるいは「議会主義の原理」(シュミット)は、ギゾーによれば、公的討論、公開性、そして自由な言論〔報道・出版〕であった。これらのことが議会で制定された法は真理と一般的善と一致するということを保証した。すなわち、それらのみがひとえに議会の権力を正統化したのである。

ハーバーマスによれば、これら〔公的討論、公共性(公開性、自由な言論)〕は、現実的に、19世紀のある時点まで作用していた。しかし、「自由主義」の出現とともに、

真理を生産するブルジョアの公共性は、「常識の改善説」に道を譲った。⁽⁷²⁾ こうしたブルジョアの〔公共性の〕衰退は、立憲主義国家が許容し、かつ安定化させた経済的变化に伴伴したものであった。『学生と政治』は議会在自由主義的国家の矛盾の1つとして取り扱っている。『公共性の構造転換』は、社会・経済的な変化がかつての公共性を害する方向においていかに作用したのか、について記述している。文化と討論は商業化され、自由な言論〔報道・出版〕が資本投資〔の対象〕となった。普通選挙権〔の実施〕に伴って、こうした変化は、読書する公衆の文化的理性に取って代わった「文化的消費者」たる大衆を産出した。最終的には、代議制的な政府〔統治〕の原理は掘り崩された。公共性〔公開性〕は行政管理となった。言論〔報道・出版〕は単一の操作的システムの一部となり、公衆それ自体も「受動的な顧客」となった。⁽⁷³⁾

もし、ハーバーマスがシュミットや彼の弟子達から受けた影響(debt)が『学生と政治』や『公共性の構造転換』等のそのような初期の著作において明白であるならば、その影響

(71) *Ibid.*, pp. 244-245. この数ページにわたる議会についてのハーバーマスの記述は、シュミットの『現代議会主義の精神的史的状況』に拠っている(参照: Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit*, op.cit., p. 351, note 69)。ハーバーマスは、議会はすでに下された決定が単に登録される場所となった、という論評を繰り返している(この部分は *Student und Politik*, op.cit., p.14. にある)。こうした議会主義的代表制の機能における変化にハーバーマスが反対していることは、明らかに全体としての公共圏における変化についての彼の批判と繋がっている。「代議士の新しい地位は、もはや議論する公衆への一般的な参加によって特徴づけられていない。」(p. 242)。(代議士がそのような役割を演じた)初期の古典的時代と現在の政治的現実との対比は、ハーバーマスのシュミット受容の決定的側面である(Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit*, op.cit., p. 113 ff., p. 322, n. 43 and p.125.)。彼は、シュミットが議会主義における公開性(publicity)の機能を定義するために使ったギゾーの著作の同じ部分を、引用している。そして322頁の注は、ハーバーマスが彼の議論のこの側面をシュミットから借用していることを示している(*Parliamentary Democracy*, note 5 on pp.97 f.を見よ)。244頁において、ハーバーマスが議会主義の現実について(その原理に背くものとして)記述していることは、シュミットのその言い替えである(*Parliamentary Democracy*, op.cit., pp. 51 f.)。そして、Ernst Friesenhahn, "Parliament und Regierung im modernen Staat," *Veröffentlichungen der Vereinigung der Deutschen Staatsrechtslehrer* (1958), no.16. に言及している。

(72) Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit*, op.cit., p. 160.

(73) *Ibid.*, pp. 202, 220 ff. and 233.

は、『正統化の危機』〔＝『晩期資本主義における正統化の諸問題』〕(1973)や彼の西ドイツ政治に関する近年の評論にも、依然として明々白々である。シュミットの議論は、後期資本主義のハーバーマスの国家分析の理論的要素を供給している。正統化の問題は、ハーバーマスの初期の著作で示された大衆民主政のジレンマから帰結している。ハーバーマスの〔学問〕体系における民主政理論の何たるか、それを解く鍵は、公共性における構造転換であるが、それはまさに今では政治システムにおける公衆の参加を妨げている。そうした転換は、市民を世論の主体からその対象へと転換させてしまった。主権者と称される人民は、実際は無力である。⁽⁷⁴⁾新しい正統化の要求が生まれた瞬間に、憲法原理と政治的現実性との間の矛盾から、また正統性の伝統的な基盤の解体から、正統化の危機が生じている。自由主義的国家において、正統化の危機の根本的原因はメタ政治的なものである。

ハーバーマスは、後期資本主義の正統化の諸問題に関するその著作を、ユダヤ教とキリスト教の神に基づく「世界〔観〕を支える解釈諸システム」についての問いをもって始め、締めくくっている。もし、そのシステムが「取り返しのつかない過去」に属するものであるならば、「自己と集団のアイデンティティを構築するという道徳的・実践的課題を何が実現するのか?」、と彼は問いかけている。⁽⁷⁵⁾シュミットにとってと同様に、この問いかけがポスト啓蒙時代の根本的な哲学的問

題および国家と法における政治的権威システムの究極の知的基礎に関わっている。もし、国家と公共的権力 (public power) が、明白に現代においてもそうであるように、一つの有意味な秩序の部分として理解され得なくなるなら、そのとき国家の要求や命令は、尊重と同意というますます脆弱化している基盤に訴えざるを得なくなるだろう。ハーバーマスは、現代の正統化の危機は、国家（と経済システム、教育システム）が要求するものと、社会文化的なシステムが提供するものとの間の「動機付けの欠陥」あるいはギャップである、と論じている。⁽⁷⁶⁾シュミットと同様に、ハーバーマスは、この〔解釈〕システムの知的基礎づけがやはり動機付けの信頼できる源泉であるのかどうかについて懐疑的である。民主政的国家がその市民の目線においてその正統性への要求を維持するために信頼性を必要とする、という考え方においては、いかなる例外もない。国家の権威のための宗教的、形而上学的な正当化の理由の衰退が政治問題を提起しているという認識には新しいものは何もない。しかし、ハーバーマスは、シュミットと同様に、正統性の基準の「古典的」モデルを現代政治の実際に投影している。過去における正統性の知的・歴史的基礎づけは、多元的社会における現実の要因として消滅してしまっている。市民の義務の順守に支えられた正統性についてのブルジョア的イデオロギーは単なる見かけになってしまった。⁽⁷⁷⁾

ワイマール共和国の初期に、シュミットの

(74) *Ibid.*, pp. 276 and 358, n. 129. この文章はシュミットの古典的議会主義の規定に密かに依拠しているが、注はシュミットの「その機能遂行の技術的な条件が民主化の可能性と矛盾するような行政国家のモデル」を拒否し、ヘルムート・シェルスキーの戦後〔西〕ドイツ社会学におけるこのモデルの発展を批判している。

(75) Habermas, *Legitimation Crisis*, translated by Thomas McCarthy, (Heinemann, London: 1976), p. 120.

(76) *Ibid.* Cf. Schmitt, *Political Theology* and “Das Zeitalter der Neutralisierungen und Entpolitisierungen,” in *Der Begriff des Politischen* (1963), op.cit., pp. 79-95.

(77) Habermas, *Legitimation Crisis*, op.cit., pp. 79 and 89 ff.

議会主義批判は制度と手続きを实体から切り離していたが、彼のワイマール憲法の分析も同様に、その形成式的側面をその実体的側面から切り離れた——合法性と正統性が同一のものではなく、[それらはワイマール憲法の]分離され、しかも互いに矛盾し合う原理であった。1930年9月以降の議会主義が麻痺してしまった状況において、彼は主権の理論を議会主義の自由主義イデオロギーから分離させて展開し、そしてワイマールの「民主的な主権」を人民によって選出された共和国大統領の公職に移した。こうした[シュミットの]憲法的解釈とは対照的に、ハーバーマスは、自由主義的・民主政の国家の具体的な問題についての諸々の指摘を交えた哲学的分析を呈示した。しかし、彼もまた、自由主義的、合法的な制度から独立した主権の概念を展開し、そして、私的領域における強力な既得権益は公共圏に立ちはだかっている多元主義とポリアーキーの産物であるとして、自由主義国家のジレンマを分析した。[シュミットとは]結論を導き出すその方法が異なり、またその思索を導く概念も実質的に異なっているが、ハーバーマスも、仮説的な一般意志あるいは公共的利益が私的権力によって抑圧されている、と想定した。シュミットにとって、このジレンマは、《弱い国家対強力な私的利益》として特徴づけられているかも知れない。ハーバーマスの著作では、それは、《弱い市民対公共の権威の領域に侵入した強力な私的利益》とのジレンマである。

こうした諸々の相違は、公共的善と政治的価値に関する異なる概念に由来する。しかし、ハーバーマスは、その幾つかの最近の著作において、合法性と正統性との対立の観点

から人民投票の民主政の概念を正当化している。民主的立憲主義国家の試金石としての市民的不服従に関する論文において、ハーバーマスは、「主権者として推定される者 [= 市民]」をその「怯えて蒼ざめた腑抜けヅラ」[をさらしている状態]から、公共圏におけるアクティブな参加者へと復権させる展望を示そうと努めている。[彼の主張している市民的不服従という]そうした活動は、われわれの、すなわち西ドイツにおいて、「民主的・憲法的秩序において承認されている正統性の根拠に訴えて実行されるとしても、その形態においては違法の」(illegal) 行為である、とハーバーマスは主張する。⁽⁷⁸⁾ [このように述べているところで] シュミットは [悪法も法であるからと言ってその遵守を強制する官憲国家の形態からその極端な例としてのナチ時代の疑似合法的抑圧などを指す] 「権威主義的なリーガリズム」を擁護する典拠の一つとしてただ引用されているが、ハーバーマスはこの「権威主義的なリーガリズム」を拒否している。しかし、彼の議論の構造——主権を分析するその概念——は、シュミットのものを繰り返している。[シュミットによって] 「合法性」と「正統性」の概念 [を対抗させること] で推し進められた「無意味さ」に注意しながら、ハーバーマスの市民的不服従の議論では、なお主張されていることは、論争はこれらの概念を巡ってなされたという点である。続く部分に「正統性の番人」という小題を付けることによって、ハーバーマスは、一般的にはワイマール期の論争に対する彼の議論と、特殊的にはシュミットの「憲法の番人」とを(とはいえ微妙に)結びつけている。⁽⁷⁹⁾ シュミットの定義は、人民投

(78) Habermas, *Die Neue Unübersichtlichkeit*, (Suhrkamp Verlag: Frankfurt a.M., 1958), p. 79

(79) Habermas, "Zivilier Ungehorsam," in *Die Neue Unübersichtlichkeit*, op.cit., p. 86.

票的民主政の点から用いられている。しかし、ハーバーマスは、「主権者」の制度的な特徴を詳述することを避けている。市民的不服従の原理的な問題で重点的に取り扱われているのは、違法な行動が道徳的パースペクティブによって正当化される場合である。ハーバーマスの見解では、そうした状況はシステムの不法秩序〔Unrechtsordnung〕の極端な事例ではなく、「もし代議的憲政が失敗した場合には」、ブルジョア的立憲主義国家の「通常の」事例である、という。シュミットの主権〔概念〕にとっての試金石——「例外」——は、ハーバーマスの場合も同じである。シュミットにとってと同様に、例外は通常の秩序の性格を露わにする。例外状況において、主権者は純粹に法的なものを超えた秩序へ、正統性の実体へと接近する。ハーバーマスは、自由主義的民主政における例外状況について決断を明白に「国民主権者」の掌中に置いているが、シュミットは、主権の行使を、民主的主権者のために行動する（そして、かくすることによって政治システムに間接的あるいは代議制的な民主政の要素を再導入する）制度に置くか、あるいは、主権を特定しないまま放置している。ハーバーマスは次のように書いている。「民主的立憲主義国家はその合法的秩序に尽きるものではない。代議制的憲政が失敗する例外状況（Ausnahmefall）においては、民主的立憲主義国家は、その合法性〔の実現〕をその正統性を守ることでできる者の手に委ねる。そのような事態が生じた場合は、そうしたことは、論理的には再び憲法機関の決定に従っては行われ得ない。……民主的立憲主義国家は、基本権によって保護されたその市民の主観的な信条に関しては、確かに中立的であ

る。しかし、合法性と法的義務の相互主観的に承認された道徳的基盤に関しては、決して中立的ではない。市民の良心はすべての人々に関わる事柄にも広がる。それ故に、正統化する憲法原理の遵守、あるいはその実現を巡る論争を最終的に免れられるような、いかなる審級も存在し得ない。このことは、社会的な生活基盤へと干渉国家がその政策をもって深く介入して行かざるを得ない度合いが増せば増すほど、論争対象にならずに済むような審級は一層少なくなる。」⁽⁸⁰⁾

結論

ここで吟味された〔フランクフルト学派による〕シュミットの理念の受容〔の事例〕において、信奉された政治的価値および目標と、それらを実現するために構築された形式上の議論との間にはギャップが存在する。しかし、〔フランクフルト学派の〕誰においても、そのギャップはハーバーマスの著作においてほど大きくはない。他の誰も〔ハーバーマスほどに〕そんなに「自由主義的」であるとは考えられないし、また合理的かつ討議を介した社会関係のシステムの構築に〔彼ほど〕知的努力を払ってはいない。それ故に、ハーバーマスの議論とシュミットの議論との類似性はなおのこと逆説的である。ハーバーマスがその〔議論の〕構造と主題（text）の点では、シュミットの影響を受けているものの、しかし、政治的価値〔と目標〕では、両者の間に大きな相違が存在することを考慮に入れると、シュミットの自由主義に反対する形式的な議論の使用は、ハーバーマスの思考体系において用いられている規範的な選択に対して影響を及ぼしているのであろうか？

(80) *Ibid.*, p. 90.

もし、われわれがここで吟味してきた批判理論の伝統においてハーバーマスの二人の先駆者——ベンヤミンとキルヒハイマー——を取り上げるならば、次のことを示すことは比較的容易である。すなわち、反自由主義の形式的要素と、そしてキルヒハイマーの場合には、高度の政治的・法学的理論は、彼らをして、自由主義的民主政から離反させ、そしてワイマール共和国をより社会的に正しい社会の方向へ向けて発展させる可能性については盲目にさせる傾向があった、と言う点である。〔1919年以降の〕ドイツにおける自由主義的統治の中核的制度をブルジョア的な諸利益の閉鎖的システムと同一視し、それ故にそれを民主政の矛盾として捉えることによって、キルヒハイマーは、それらの潜在力を過小評価した。キルヒハイマーがシュミットから借用した概念は、ワイマール共和国に反対する彼の立場を強化させた。しかし、彼は古典的なマルクス主義的パースペクティブを堅持していたから、理想的な同質的社会と直接的民主政を望んでおり、それ故に、ワイマール共和国の不完全な民主政を拒否したのであった。

キルヒハイマーは階級の物質的同一性を強調したが、ハーバーマスはこれを避けながら、何か全く異なったこと——合理的かつ平和的な討論を通じて到達される倫理的行為の原理についての合意——を提案している。彼はまた、シュミットのそれとは異なる政治的成果を意図している。〔すなわち〕①教育過程としての民主政の実現——この教育過程には市民は自由かつ平等に自己決定し、かつ主権を有する存在として参加する。②民主政

が依拠するそうした合理的な原理を「回復する」民主政的な言説、これらのことである。しかし、ハーバーマスはまた、ある状況においては代議制制度と多数決原理の正統性を否定している。キルヒハイマーと同様に、ハーバーマスは、自分の議論の構造に導かれて、自由主義的諸制度を過小評価し、しかもそれらを民主的かつ倫理的な理想と対置させさせている。リヒャルト・レーヴェンタールはハーバーマスのこうした主張を普通選挙権に基づく既存の民主政を拒否したものとして捉えている。すなわち、その主張とは何が改革を可能にさせるのかを理解しないし、また西欧社会における投票箱の力を真剣に受け止めていない、そうした議論である、と理解した。ハーバーマスが〔既存の民主政を〕「単なる形式的民主政」であるとして退けていることは、彼が直接民主政思想のドイツ的な伝統の中に属していることを示すものであり、またそうした伝統——社会的異質性と価値の多元性を受け入れることに対する嫌悪感——に典型的である態度を露わにするものである。彼の理想は、全くのところ政党なき民主政ではない。レーヴェンタールが述べているように、それはまた、「複合的社会において決して存在したことの無い、そしてそれについての具体的なデザインも決して存在したことの無い、そうした民主政」である。⁽⁸¹⁾

ハーバーマスの政治におけるコミュニケーション的倫理のモデルはまさしくいかにもユートピア的である。このことが明らかになるのは、(彼は、それは、理想的ゼミナールにおける討論のようなものである、と述べているが⁽⁸²⁾)、ヨーロッパ共同体における無煙ガ

(81) Richard Löwenthal, "Gesellschaftliche Transformation und demokratische Legitimität", in Wolfgang Schulenberg, ed., *Reform in der Demokratie*, (Hoffman und Campe Verlag: Hamburg, 1976), pp.25-45. とりわけ, pp. 26-27 and 33 ff.を見よ。

ソリン車であれ、あるいは〔パレスティナの〕西岸地区に対するユダヤ人とアラブ人のそれぞれの国民主義的主張であれ、〔そのモデルが〕何らかの政治的争論に適應される場合である。このモデルは誤解を招きやすい。他方の側に、権力政治的な戯画化（これはハーバーマスの啓蒙とは正反対の立場である）が存在しているからではなく、現代社会においては実際に価値の相違が存在するが故に、歴史的・正統的な主張が実際には相互にぶつかり合っているのである。真の政治的理性なら、それは「理想的発話状況」のために、これらの相違や主張を単純に無視することはできないだろう。ハーバーマスの民主政は同質的な共同体においてのみ実現可能であると見られよう。ハーバーマスの「真理を求める能力」を伴う実践的な問いという考え方は、価値多元主義が内在的に望ましくない、ということ想定している。⁽⁸³⁾ その結果は、現実的

な代替案を拒否し、そしてそれらの持つ複雑さを公平に考量する民主政の概念を苦心して作り上げることを拒否することである。

自由主義に反対する主張の第二の規範的な帰結は、すでに上記したが、要するに現実が理想と対置されること、〔次に〕合法性が正統性と対置されること、これである。このことは、シュミットの急進主義を解き明かす鍵である。それはシュミットの多くの同時代人やその後でも批評家達が認めるところである。ハーバーマスの著作は、この〔シュミットの〕戦略を用いて、既存の諸制度という事実とそれらの「知的・歴史的」な基礎〔づけ〕との間のギャップを探りだそうとした。すなわち、古典的な公共性のモデルと比較して見るなら、議会での討論や政治の現実は、「経験的に歪曲されたものとしてのみならず、純粹に墮落した状態として」現れるに違いないのである。⁽⁸⁴⁾ こうした出発点から〔議論を

(82) *Ibid.*, p. 37. 参照。Habermas, *Protestbewegung und Hochschulreform*, (Suhrkamp Verlag: Frankfurt a.M., 1968), pp. 244-248. スティーブン・ルークス (Steven Lukes) は、同様な理由によって、ハーバーマスを批判している。ルークスは、“Of Gods and Demons” という評論で、なるほど、「批判理論」はまさしく政治理論の中心問題——どの法が公正なのか？ 正当な権威の諸限界は何か？——を提起することを主張しているが、しかし、ハーバーマスは「行為を導く原理 (action guiding principles)」を示すことに失敗している、と注記している。(Thompson and Held, eds., Habermas: *Critical Debates*, op.cit., p.142.)。ハーバーマスの討議 (discourse) モデルにおいて言及されている普遍化 (universalization) 原理が実際に表現される三つのレベルを、ルークスは検討し、ハーバーマスは最高段階の普遍化を想定している、と〔次のように〕結論づけている。「しかし、普遍化の第三段階の問題は、テスト (審査) が非常に厳しいので、どの規範ないしは規則がパスするのか、これが明らかではない、という点にある。そして、当事者間の強制されない討議がこの種の行為を導く原理を生み出すであろう、という保障は確かに極めて少ない。」ルークスは、このようなジレンマを解決する代案——ロールズの「公正 (正義) の状態」についての理論的記述と、「実際の異なった見解が受け入れられるような妥協を示す」原理に対するマッキー (Machie) の探求——を検討している。しかし、ハーバーマスは、こうしたアプローチによって共有されている基本的想定を——すなわち、道徳性は、相互に互恵的な協力を確保するという見通しに伴って、資源や共感が限られていることから生じる対立・紛争によって提起されている問題を解決する手段である、という想定を——拒否しているように見える。(Ibid., p.143) ルークスは、ハーバーマスのコミュニケーション的倫理のモデルは価値多元主義を拒否している、と正しく指摘している。

(83) Lukes, “Of the Gods and Demons”, in *Habermas: Critical Debates*, op.cit. この点はまたヘラー (Agnes Heller) によって違った視点から指摘された (“Habermas and Marxism”, *Habermas: Critical Debates*, op.cit., pp. 21-41.)。

(84) Jürgen Fijalkowski, *Die Wendung zum Führerstaat: Ideologische Komponenten in der politischen Philosophie Carl Schmitts*, (Westdeutscher Verlag: Cologne, 1958), p. 4.

進めるなら)、自由主義的民主政の手続きは当然にその拘束力を失わざるをないし、さらにこの〔議論の〕論理を進めると、市民は彼の政治的義務を当然に疑わざるを得なくなる、という結果となろう。こうしたことは、歴史的に特殊な条件の下では、それはそれで抵抗か、あるいは反乱の問題となる。この問題は『正統化の危機』においては未決のまま放置されている。しかし、1980年代初期には、ハーバーマスは、自由主義的民主政における政治的義務に対して〔以下のような〕より明確な立場を取るようになった。「多数決原理の価値は、決定というものが討議によって達成される合意か、あるいは公正なものとして推定される妥協という理想的な諸結果からどれほどかけ離れているのかどうかを考慮して測られねばならない。」、と。〔ここでも〕〔多数決〕原理は理想と、合法性は正統性と対抗されている。そして多数決原理に基づく代議的制度によって下された形式的な政治的決定は、ブルジョア的立憲主義国家の民主政の同一性を反映していないし、またその実体

に沿うものでもない。民主政的潜在力は、依然として、政治生活においては直接的で無媒介な実体として留まったままである。⁽⁸⁵⁾

直接民主政の種々のモデルを支持して議会主義的、代表制的民主政を拒否することは、現代ドイツにおける政治的右派と左派の双方の特徴的な立ち位置であった。ここで記述された政治的論議の形式の論理的な明晰性がシャープであるだけに、こうした民主政の定義からは、現代統治の可能性と困難性については決定的に誤った評価が導かれることであろう。こうした議論を改めて取り上げて見るならば、ワイマール期がドイツ政治思想の宝庫としていかに重要であったか、また現在もそうであるということ、これである。⁽⁸⁶⁾ また、シュミットの著作が民主政のドイツ的諸理念の形成においていかに重要であったか、これが証明されることになる。こうしたドイツ政治思想の伝統の保持において、フランクフルト学派の理論家たちが果たした役割は少なかつたのである。

(85) *Ibid.* また“Ziviler Ungehorsam,” in *Die Neue Unübersichtlichkeit*, op.cit. ここでは、「権威主義的なリーガリズムの法律家たち」によるシュミット理論の援用について言及されている。

(86) Claus Offe and Bernd Guggenberger, eds., *An der Grenzen der Mehrheitsdemokratie: Politik und Soziologie der Mehrheitsregel* (Westdeutscher Verlag: Opladen, 1984). を見よ。

